

会員数 59名 出席者47名・欠席者9名・免除会員10名
欠席者 麻田・有家・和泉享・加内・松山・岸上・中野昌・曾川
大山-会員

前々回出席率 78.1%(11/17)

MARUGAME ROTARY CLUB WEEKLY

会 長 和泉 清憲
幹 事 細谷 誠
会報委員長 大西 信亮

お知らせ

- ∴ 1月のプログラム
5 (No.1)-休会
12 (No.2)-客話
17 (No.3)-新年例会
26 (No.4)クラブフォーラム

∴ ニコニコBOX;なし

<ニコニコ会計累積/ ¥232,000>

∴ がんばるBOX;なし

<がんばる会計累積/ ¥117,000>

例会場・事務局
丸亀市塩飽町50-3
丸亀プラザホテル内

■幹事報告

①アンケートご協力のお願い(12月末まで)

■例会事業;忘年会

中津万象園懐風亭にて忘年会が開催されました。本来なら忘年家族会となりますが、コロナ感染拡大防止のため縮小して行いました。劇団マエカブさんによる朗読劇、お楽しみ抽選会など盛りだくさんの2時間でした。



劇団マエカブ様

会員のお子様への贈り物

■12月10日 60周年記念事業 市民講座

「相続と遺産分割」 石合由明会員

◎ 相続

まず、相続とは、人の死亡などをきっかけに、その人の財産上の地位を相続人が受け継ぐことをいいます。また、争族ともいいます。皆さん、子供のころを思い出して下さい。おやつをめぐるまさに醜い争いを繰り返していたことはありませんか？「兄ちゃんが多く取った」とか「弟が全部食べた」とか掴みあいのけんかもありますよね。今度は、相続財産という超大物のお菓子(?)が問題となっているのですから、大喧嘩になることが予想されますよね。このことを争族といっているのです。

☆人の問題: 亡くなって相続される人のことを被相続人といい、生きていて相続する人のことを相続人と言います。民法は相続人の範囲を規定しており、これを法定相続人と言います。法定相続人には、配偶者、子、直系尊属、兄弟姉妹がいます。また、相続分についても規定しており、これを法定相続分と言います。例えば、被相続人に配偶者がいる場合は、配偶者はどんな場合でも相続人となります。父母、兄弟姉妹については、相続開始時に現存している者の組み合わせにより相続人となるかどうかが変わってきます。被相続人に子供がいれば、子と配偶者が相続人となります。

(裏へ続く)



被相続人に子供がいなければ、被相続人の父母と配偶者が相続人となります。被相続人の子供がいなくて、父母が死亡している場合には、被相続人の兄弟姉妹と配偶者が相続人となります。

☆法定相続分： 配偶者と子供の場合（配偶者2分の1、子供2分の1）、配偶者と直系尊属の場合（配偶者3分の2、直系尊属3分の1）、配偶者と兄弟姉妹の場合（配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1）

☆ある家族の話： 父親が亡くなった場合、相続人は配偶者である母親と、子供となります。この場合、普通の家庭であれば、母親に全部の権利を渡し、子供達は相続を放棄するという形が考えられます。ただし、この場合、正式な相続放棄の手続きをとってしまうと面倒なことになります。というのは、正式な相続放棄（裁判所に申立をすること）をしてしまうと、子供達は最初から相続人でなかったということになり、先ほどの説明のように、配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合になってしまうのです。全部を相続した母親は、父親の兄弟達に4分の1を渡さなければならなくなってしまいます。これでは、子供達は何のために権利を放棄して母親の全部の権利をわたそうとしたのかが、全く分からなくなってしまいます。この場合には、遺産分割協議書に母親が全部を受け継ぐと書いておけば足りるのです。今までのところで重要な点をまとめておきますと、相続放棄については慎重に、という点です。

☆架空の話： ある資産家がいる、その人は独身で子供がなく、両親死亡、兄妹のみがいました。このとき、身の回りの世話をしてくれていた女性がいてその方に何とか多くの財産を残したいと相談があったと仮定しましょう。

まず、その女性と結婚すれば、兄弟姉妹に4分の1をわたさなければなりません。これに対し養子縁組をすると100%を養子にわたせます。例えば、資産総額100億円と仮定、結婚すれば、妻75億円、兄弟25億円、これに対し、養子は100億円、兄弟0円。

養子とすると、遺産分割の手続きが不要となるので、養子単独で相続手続きができます。ただし、相続税の観点からも考慮が必要であり、配偶者であれば、1億6000万円の配偶者控除または、法定相続分（4分の3）までなら配偶者控除がつかえますが、養子であれば基礎控除しかつかえません。養子とすると、45億程度（相続税最高限度55%）しか渡せないのです。もっとも、遺言書があれば、その通りに配分でき、兄弟には遺留分ないため100%わたすことができます。

☆遺留分の説明： 遺留分とは、被相続人が遺言により、自由に処分できない財産のことをいいます。遺留分があるのは、相続人のうち、兄弟姉妹以外の相続人です。このように、遺言書があれば、配偶者としていた場合にも100億円わたせます。ただし、4分の3をこえる25億円に関しては相続税がかかります。結局、最終的にいくら渡せるかは、専門家である税理士さんに確認が必要となります。このように、相続対策は法律面と税金面の両面からの視点が必要なのです。

今度は、物の面から、ということで、相続財産について、話をしたいと思います。相続財産にはプラスの財産ばかりでなく、借金のようなマイナスの財産も引き継ぐことになります。そこで、被相続人の債務調査をすることが必要となるのです。

☆連帯保証債務： これは、相続放棄に関する最大の注意ポイントといえます。被相続人が、連帯保証人となっている場合、保証書類などがあれば、相続放棄をしやすいが、無い場合が多い。悪い業者などは、3か月をすぎたから請求してくることがあるので注意が必要です。つまり、債務調査をしても、被相続人に負債があるかどうか分からない場合の代表が「保証債務」です。ですから、危ないと思ったら、相続放棄を検討すべきでしょう。

☆相続手続きの流れ： 被相続人の死亡により相続開始します。まず、遺言の有無を調査します。遺言がある場合には、遺言内容に従って遺産が承継されます。遺言がない場合には、相続人全員で遺産分割協議を行うこととなります。

遺言を残す意味（争族防止のため）： 被相続人の意思を明確にしておくことで、相続の手続きをスムーズに行うことができ、遺産をめぐる争いを未然に防止するという意味でも効果的な手段といえるからです。

◎ まとめ

相続は一步間違えると、「争族」というようになってしまう危険性がありますので、遺言状を書いておくとか、生前贈与をするとか、生前から準備を怠ることのないようにして、かけがえのない家族や残された人を慰め、「争族」を防ぐことができるようにしておくことをお勧めいたします。

■会員自己紹介は次号掲載いたします。